

近江八幡市教育委員会告示第 8 号

近江八幡市教育委員会活動の点検・評価委員会設置要綱を次のように制定する。

令和 7 年 4 月 22 日

近江八幡市教育長 安田 全男

近江八幡市教育委員会活動の点検・評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく近江八幡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施するため、近江八幡市教育委員会活動に係る点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、点検・評価について公正かつ中立の立場から、近江八幡市教育振興基本計画に定める施策について検証及び評価し、その意見を教育委員会に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域関係者
- (3) 教育委員会委員
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ審査事項に対する意見、表決等を書面により議長に提出することができる。この場合において、第2項の規定にかかわらず、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

(関係者の出席要請等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務等)

第8条 委員は、公正な立場を遵守し、特定の事業者又は個人の利害に結びつかないよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。